

平成25年 第1回  
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【1月31日】

## 目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 諸般の報告	2
日程第3 議席の指定	3
日程第4 会期の決定	3
日程第5 選挙第1号 副議長の選挙	3
日程第6 広域連合長あいさつ	4
日程第7 一般質問	5
日程第8 議員提出議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則 の一部改正について	14
日程第9 議案第1号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般 会計補正予算案(第1号)	15
日程第10 議案第2号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	15
日程第11 議案第3号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般 会計予算案	17
日程第12 議案第4号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計予算案	17
日程第13 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部改正について	20
日程第14 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制 度臨時特例基金条例の一部改正について	20
日程第15 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	20
閉会	22
会議録署名	23

## 日時・場所

平成25年1月31日(木) 14時00分

ホテルレガロ福岡(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

## 出席議員(25名)

1番 戸町 武弘	12番 中村 征一	25番 武末 茂喜
2番 森本 由美	13番 植木 光治	26番 長崎 武利
3番 柳井 誠	14番 八並 康一	27番 進藤 啓一
4番 松野 隆	16番 井上 澄和	28番 曾宮 良壽
5番 調 崇史	17番 小島 輝枝	29番 松尾 勝徳
8番 原口 新五	18番 井上 保廣	30番 井上 利一
9番 兼本 鉄夫	23番 松本 嶺男	31番 田頭 喜久己
10番 伊藤 信勝	24番 吉村 勝	32番 安丸 国勝
11番 三田村 統之		

## 欠席議員(9名)

6番 平畑 雅博	19番 小山 達生	22番 西原 親
7番 古賀 道雄	20番 有吉 哲信	33番 永原 譲二
15番 松下 俊男	21番 森田 俊介	34番 新川 久三

## 説明員

広域連合長 榎原 利則、副広域連合長 南里 辰己、  
事務局長 井上 秀敏、会計管理者 高倉 繁生、  
事務局次長 浅田 俊一、医療費適正化等担当次長 大橋 裕明、  
総務課長 渡辺 善治、事業課長 渡辺 康弘、総務課課長 大村 敏博、  
事業課課長 磯邊 哲憲

## 議事補助員

書記長 渡辺 善治、書記 川崎 聡子、書記 深町 和広

## 議事日程・会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	議席の指定
日程第4	会期の決定
日程第5	選挙第1号 副議長の選挙
日程第6	広域連合長あいさつ

- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議員提出議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 日程第9 議案第1号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)
- 日程第10 議案第2号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)
- 日程第11 議案第3号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案
- 日程第12 議案第4号 平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第13 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

#### ■開会・開議(14時00分)

**議長**(曾宮 良壽)ただ今から、平成25年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、23名です。議員定数は34名で、定足数は17名です。

注：最終出席者 25名

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ■日程第1 会議録署名議員の指名

**議長**(曾宮 良壽)日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、10番、伊藤信勝議員、30番、井上利一議員を指名いたします。

#### ■日程第2 諸般の報告

**議長**(曾宮 良壽)次に日程第2「諸般の報告」を行います。まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選されました方は、お手元に配付しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査結果報告です。監査委員からお手元に配付のとおり、「平成24年6月から12月までにおける例月出納検査の報告」があっております。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

### ■日程第3 議席の指定

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

### ■日程第4 会期の決定

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

### ■日程第5 選挙第1号 副議長の選挙

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第5、選挙第1号「副議長の選挙」です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推薦とすることに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、糸島市議会副議長であります、24番、吉村勝議員を指名いたします。

お諮りします。

吉村勝議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、吉村勝議員が副議長に当選されまし

た。

ただいま、副議長に当選されました、吉村議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

**議長**（曾宮 良壽）吉村副議長に就任のご挨拶をお願いします。

**24番**（吉村 勝）ただいま副議長に推挙いただきました、糸島市の吉村でございます。

今後、広域連合が担う高齢者医療制度の安定運営に向けて、曾宮議長を支え、また、力を合わせながら、本議会の円滑な運営に努めて参りますので、どうか、議員の皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。本当によろしくお願いいたします。

**議長**（曾宮 良壽）ありがとうございました。

## ■日程第6 広域連合長あいさつ

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第6「広域連合長あいさつ」です。

広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

榑原広域連合長。

**広域連合長**（榑原 利則）皆様こんにちは。広域連合長の榑原でございます。

議員の皆様におかれましては、公務ご多忙にも関わらずお集まりをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、今年3月末をもって5年が経過をいたします。

昨年は、制度運営開始後2度目となります「保険料率の改定」をはじめ、保険医療事務を行う上で重要な役割を担います「電算処理システムの機器更新」など、大きな事務事業に取り組んで参りましたが、特段の混乱もなく円滑に取り組むことが出来ております。

このことは、当広域連合の運営が、制度創設の揺籃期から安定期に移行したものと考えるものであります。

これもひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご理解とご協力の賜物と、心から感謝を申し上げます。

一方、国の高齢者医療制度に関する動向につきましては、皆様もご承知のとおり、現在、「社会保障制度改革国民会議」におきまして、協議検討が行われておりまして、設置期限であります本年8月までには、一定の結論が出されるものと考えております。

私どもといたしましては、引き続き、議論の行方を注視し、必要に応じた要望活動等を行って参りたいと考えております。

このような状況ではございますが、当広域連合の役割は、円滑で安定した制度運営に取り組むことでございます。

今年度は、新規事業といたしまして、同一疾病で複数の医療機関を受診をしている方や頻繁に医療機関を受診をしている方に対し、保健師等が御自宅を訪問し、健康づくりをお手伝いする「訪問健康相談事業」を開始いたしました。

また、現行の健康長寿医療計画の計画期間が今年度で終了することに伴いまして、現在、平成25年度からの5か年間を計画期間とする「第2期健康長寿医療計画」を策定いたしております。先般、この新たな計画案に対する、議員の皆さまからの御意見を賜りたく、意見照会をさせていただきました。

この場をお借りしまして、改めて議員の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。今後は、議員の皆さまや関係機関・団体等からの御意見を踏まえまして、最終調整の後、3月末までに計画を策定して参ります。

計画策定後におきましては、被保険者の皆さまが安心して適正に医療を受けていただくことができるよう、計画で定めた様々な事務事業を積極的に取り組んで参りたいと考えております。

今後とも、議員の皆様をはじめ、関係の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます。

さて、本日の定例会に提出をしております議案でございますが、「平成24年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出補正予算」、並びに「平成25年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算」の予算議案4件、条例改正議案3件の計7件を提出をいたしております。

後ほど個別に提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何卒、慎重なるご審議をいただき、各議案につきまして、満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

## ■日程第7 一般質問

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第7「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。

再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、ご了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

柳井誠議員。

**3番**（柳井 誠）皆さんこんにちは。それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、北九州市議会選出の柳井誠でございます。最初に、後期高齢者医療制度の見直しについて伺います。

平成22年12月、政府、高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめ、そして、平成

24年2月、政府、社会保障・税一体改革大綱により高齢者医療制度の見直し方針により法案を提出するとされてきました。

私は、この間の質問で、政府の最終取りまとめについても、75歳以上の高齢者の保険料は15年後には1.5倍に増加すること、更に他の保険に加入するすべての世代の保険料も同じように上がり、国の負担だけが抑えられることなど、中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存した制度となることを指摘して参りました。

本広域連合として、全国広域連合協議会等を通じて制度の見直しに向け「全ての国民、全ての団体が理解できるような制度を構築するよう要望を行っている。」との見解であります。

ところが現行の制度の継続の可能性が出て、流れが大きく変更されようとしております。この事態に当たり、どのような立場で対応するのかが問われております。

そこで、まず第1点目に、国民が理解できる制度とはどういう制度を想定しているのか。現行制度の問題点について、広域連合の見解を求めます。答弁を求めます。

2点目に、後期高齢者の増加により保険料負担は確実に上がる現行制度ではなく、まずはただちに元の老人保健法に戻すことを広域連合から政府に要望すべきであると考えますが、答弁を求めます。

次に、第2期健康長寿医療計画案について伺います。

計画案の公表と決定の日程の遅れについてであります。計画案の公表がされておらず、県民に知らせないまま、第2期計画期間の初年度の予算案が上程されていることは大問題であります。いつ、パブリックコメントを実施して反映させるのか、このままでは新年度に間に合わないのではないかと考えます。その責任について広域連合長の答弁を求めます。第2期計画は十分な県民意見の反映をしたものにするため、現段階の遅れに鑑みて、拙速に決定せず、遅らせるべきであります。併せて平成25年度予算も暫定予算とすべきであります。答弁を求めます。

この計画案についての、第2点目の質問は、健康診査の実施計画についてです。

1点、本広域連合の対象者に占める健康診査の受診率は、平成21年度16.86%、平成22年度15.98%、平成23年度15.51%、となっておりますが、国の実施率より大幅に低い状況です。全国平均では、平成20年度21%、平成21年度22%、平成22年度23%であります。

厚労省によると、平成22年度の受診率23%の対象とされる人数は、75歳以上の人口、全国1,390万9,000人から都道府県広域連合により対象外とされた人数110万4,078人を除いた1,280万4,922人です。そのうち実受診者数は291万人です。福岡県の75歳以上の被保険者55万3,000人は、全国の3.98%です。一方、受診者数は全国の0.89%に過ぎません。全国平均の受診率の4分の1になっている訳です。なぜ全国水準の健診率に比べ、大幅に低くなっているのか。答弁を求めます。

また、福岡県の極めて低い受診率によって、予防・健康管理に影響が出ていると考えられますが、その影響について答弁を求めます。

また、第2期計画案で提案されている3万人の目標人数は、平成27年の75歳以上人口見通し63万7,000人の4.7%に過ぎません。第2期計画の目標数値3万人の根拠について、答弁を求めます。

次に、計画案では今後の課題として、健診受診票の送付対象者の絞り込みを行うことを検討するとしております。

しかし、平成24年2月の厚労省全国主管課長及び広域連合事務局長会議では、健診を受診する必要性が高い方に確実に受診していただくため、対象を絞って受診勧奨を行なうことについても検討し、その具体例として、医療機関にかかっていない方、過去数年間の健診を受けていない方、新たに後期高齢者医療制度の被保険者になった方、前年度の健診結果が受診勧奨値に達している方、一人暮らしの方などを列記しております。特定健診の受診率を2割台から4割台に向上させた尼崎市の国民健康保険では、未受診者調査を行った結果、相当な割合で生活習慣病が発見されております。単純な健診受診票の送付の絞り込みは問題であり、本県で行っていない、前述のとおり受診勧奨の促進こそ進めるべきであります。実施の考え方について、答弁を求めます。

次に、平成24年第2回議会の一般質問にて、私は、健診について、平成21年度から23年度にかけて、受診率及び受診者数が低下して毎年1億円以上予算を余らせ、医療費を高めるという悪循環となっていることの改善策、また、受診奨励のため500円の負担金は、廃止を検討すべきであることを指摘いたしました。受診実績の2万6,000人分の負担金は、わずか1,300万円で廃止できるとも主張いたしました。これに対し、「生活習慣病で病院などに受診しているなど健診対象にならない方と健診対象になる方との公平を図るため、今後とも一定の負担をしていただく必要がある。」との答弁でありました。これは詭弁であります。

公平どころか、そもそも差別された医療である後期高齢者医療の被保険者内部に新たな差別を持ち込むものであります。

第2期計画案の目標は健康づくりの推進と医療費の適正化の2本柱です。

医者にかかっていない受診対象者は、生活習慣病を自ら予防し、保険給付の節約と健康づくりに両面で保険財政に貢献しております。福岡県の後期高齢者の医療費は全国第1位の1人平均114万6,623円で、適正化が重要課題になっている中、負担金があることによる受診抑制は、施策と逆行するものであります。同じ主旨の適正化事業には、医療費通知関係費として9,218万円が支出されております。費用対効果が不明なこの通知関係費を削るなど全体的な見直しをかけて、他県にも実施例のある負担金無料化に踏み切るべきであります。答弁を求めます。

次に、県の補助金について伺います。

平成23年度都道府県から広域連合への健康診査の財政支援は、全国8都道府県、合

計約13億1,000万円実施されております。福岡県知事に要望が届いているのか疑問があり、文書による要望と回答を求めるべきではないでしょうか。何と答えているのか、出来ない理由について、答弁を求めます。

次に、介護との連携について伺います。

高齢者の健康の保持増進のためには、健診等の結果により介護面での支援が必要とみられる方に対し、介護サービスの利用等に関する支援・連携が行われることが重要です。

しかし、介護予防事業における生活機能評価の実施が市町村の任意となったこともあり、皆さんの市町村でも基本的にはなくなっており、介護部門との健診結果の共有など連携が十分行われていないという課題がみられます。

後期高齢者健診も、介護予防事業も対象外の高齢者が大幅に増えています。このため、介護部門との健診結果等の共有、健診等の結果により生活機能の低下が心配される方を把握した場合の介護部門への情報提供などが必要であります。第2期計画の中に、この点をいかに位置づけるのか、答弁を求めます。

最後に、重複・頻回受診者訪問指導、その他訪問指導等の保健事業の実施について伺います。

第2期計画案では、医療費の適正化を促進する目的で、短期的に費用対効果が見込める訪問健康相談事業を継続するとされている一方、受診抑制ではなく、適正な受診行動としていくと注意書きされております。

しかし、専門的かつ十分な人員体制なしに、主治医でもない嘱託等職員が訪問指導すること自体が、受診抑制に結びつくことで短期的効果をあげるということが懸念されております。人員体制について、また訪問対象件数について、目標数値の答弁を求めます。

また、滋賀県広域連合では肺炎球菌ワクチン予防接種助成を実施しております。京都府広域連合ではモデル市において健診により要医療などとされた者に対し保健師が受診勧奨等を実施し状況に応じて地域包括支援センター等に引き継いでおります。奈良県広域連合では市町村や歯科医師会等と連携して歯科健診指導をしております。栄養指導、転倒予防指導も実施して、継続した取組みにつながるよう検討しております。熊本県広域連合では、前年度健診受診者のうち生活習慣病のリスクは高いが医療機関を受診していない者に対して、保健師による訪問指導を実施しております。これらの先進例にみられるように、福岡県広域連合より進んだ取組みが全国で行われております。本県広域連合の計画では、医療費の適正化を推進する目的での訪問指導しか位置づけられておらず、保健事業としての全国の先進都道府県と同様の事業を求めます。以上、答弁を求めます。私の第1質問を終わります。

**議長**（曾宮 良壽） 檜原広域連合長。

**広域連合長**（檜原 利則） 柳井議員のご質問にお答えをいたします。

1項目目の後期高齢者医療制度の見直しについて、2点ほど質問があった訳でございますが、まず、後期高齢者医療制度につきましての基本的な考え方でございますが、ご

承知のように、3党で先に合意をされ、設置をされました「社会保障制度改革国民会議」におきまして、現在、今後の高齢者医療制度につきましては、検討が進められております。

本広域連合といたしましては、議論の動向につきまして、注視をしていく必要があると考えております。そこで、現行制度の課題等についてでございますが、現行制度におきましては、医療費を、公費、高齢者の保険料、現役世代の保険料、患者負担で賄う仕組みとなっております。高齢化の進展等により医療費が増大すれば、それぞれの負担増は避けられない状況になるものと考えております。このことから、制度の見直しに当たりましては、将来に向かっての負担と給付の在り方について、国民が理解できる制度となる必要があると考えております。

また、以前の老人保健制度に戻すべきであるというご質問ですが、この老人保健制度におきましても、高齢者と現役世代の負担割合が不明確であったことや、加入する保険制度により高齢者の保険料額に大きな差があったこと等の問題点がございました。

本広域連合といたしましては、制度の見直しに当たりましては、現行制度の課題を解消し、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となるよう、期待をしているところであります。具体的には、1点目には、持続可能な制度であること。2点目には、世代間、保険者間の負担の公平性が図られること。3点目には国民や地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られること等が必要と考えております。

次に、政府に対する要望の件でございますが、まず、今後とも国民会議における制度の検討状況等を注意深く見守りまして、全国広域連合協議会を通じて必要に応じ、適切な要望活動を行って参りたいと考えております。

ご質問の2項目以降につきましては、事務局長等から答弁させていただきます。

**議長**（曾宮 良壽）井上事務局長。

**事務局長**（井上 秀敏）私の方からは2つ目のご質問でございます。第2期健康長寿医療計画案についての1つ目、計画案の公表と決定の日程の遅れについてと2つ目にご質問いただきました健康診査の実施計画についてご回答させていただきます。

本県の後期高齢者1人当たりの医療費は、平成14年度から9年連続で、全国で最も高い状況でございます。このような状況の中、制度の安定的な運営や被保険者の保険料が急激に増加しないようにするためには、高齢者の「健康づくり」や「医療費の適正化」の取り組みを積極的に推進していくことが喫緊の課題と認識しております。

このような課題に対応していくためには、高齢者の「健康づくり」や「医療費の適正化に向けた取り組み」を総合的、かつ、計画的に推進するための施策の方向性や目的等を整理体系化した計画が必要との考え方に基つきまして、現在、第1期計画に引き続き、第2期計画の策定を進めているところでございます。

なお、このような同様の計画を策定しております広域連合は、全国的にも稀れでござ

いまして、先進的な取り組みの一つと言えるのではないかと考えております。

ご質問にございました、第2期健康長寿医療計画の策定にあたってでございますが、まず計画に幅広いご意見を反映させるために、策定段階において、それぞれ、福岡県、構成市町村からご意見等を賜っておりますし、併せて専門的なご意見を賜るということから、学識経験者、医師会、被保険者の代表者などで構成されております「福岡県後期高齢者医療検討委員会」からもご意見等を求めたところでございます。

また、広く一般からのご意見を求めるために「本広域連合パブリックコメント手続要綱」に基づきまして、昨年12月27日から16日間にかけて、パブリックコメントを実施して参りました。

更には、県民の代表者からのご意見を賜るために、本広域連合議会議員の皆様からも個別にご意見をいただくようお願いをしたところでございます。

現在、計画づくりは、スケジュールどおり進んでおりまして、最終段階のとりまとめの時期を迎えているところであり、3月末までには計画を策定して参りたいと考えております。

また、計画策定後は、着実に計画を推進して参りたいと考えております。

次に、健康診査の件でございますが、本広域連合の受診率が全国水準の受診率に比べて大幅に低いため、未受診者の予防・健康管理に影響が出ているのではないかと。また、目標数値3万人の根拠についてというご質問にお答えいたします。

後期高齢者健康診査事業につきましては、国の法律に基づきまして、具体的な内容を本広域連合の実施要綱で定め、実施しているところでございます。

この健康診査の目的は、生活習慣病の早期発見によりまして、適切に医療につなげ、重症化を予防する観点から実施するものでございまして、ひいては、中長期的に医療費の適正化につなげていくものでございます。

事業の実施に当たりましては、これまでも、市町村広報紙やポスター、広域連合ホームページ等によって受診の呼びかけを行っております。

受診率が低い要因といたしましては、被保険者の方からのご意見として、自分は健康なために受診は必要ないとお考えの方も多くおられるようで、健康診査に対する意識の低さがその要因の一つであろうかと考えております。ご質問の他の広域連合の受診率との比較でございますが、本広域連合では、生活習慣病で治療中の方などは健康診査の対象としておりませんことから、一律に他の広域連合の受診率と比較できないものと考えております。

また、健康診査を受診されていない方も、医療機関等で治療の際には健康診査と同等の検査が行われているものと考えておりますので、一定の予防・健康管理はなされているものと考えております。

次に、目標数値である30,000人以上についての根拠でございますが、平成23年度実績では受診されたのが約26,000人でございました。これを基に、今後の被

保険者数の増加や受診率向上のための取り組みの実施によりまして、30,000人以上として目標を掲げたところでございます。

次に、健康診査受診票の送付対象者の絞り込みについてでございますが、本広域連合では、現在、厚生労働省が定めております施設への入所者や6か月以上継続して入院されている方など、約35,000人を除いて、被保険者のほぼ全員に対して受診票を送付させていただいております。

ご指摘のように、事業の目的から、健康診査が必要な方を抽出してその受診を進めていくことが必要であると考えておりますが、現在のレセプトに記載されております疾病名や治療期間だけでは必要な方を漏らさずに抽出することは、非常に困難な状況でございます。

今後におきましては、このようなことから、未受診者への受診勧奨に努めるとともに、受診票の送付対象者の絞り込みにつきましても検討して参りたいと考えております。

次に、健康診査の一部負担金についてでございますが、健康診査に係る財源が被保険者の保険料であるために、すでに生活習慣病で病院等に受診されており健診対象とならない方と、健診対象となる方との公平性を図るために、お一人500円のご負担をいただいておりますが、ご指摘の、健康診査の一部負担金の無料化につきましては、保険料の増加を伴うことでもあり、慎重に検討しなければならないと認識いたしております。

本広域連合において、受診者数増加の方策を検討するに当たりまして、昨年、一部の市町村の被保険者へのアンケートを実施いたしまして、その結果を申し上げますと、健康診査を受診されていない方の理由として、500円の負担が高いというご意見はございませんでした。

また、他の広域連合では半数以上が有料であり、更には、県内市町村が実施する国民健康保険の特定健診におきましても、県全体の7割の市町村が有料で行っております。

その受診率の状況を見ても、必ずしも無料化と受診率との相関性は明確でないことが伺われました。

このようなことから、引き続き現状のままのご負担をお願いしながら、受診意欲を高める方法等に努めて参りたいと考えております。

次に、県の補助金についてでございますが、県に対しましては、適宜、必要に応じて本広域連合単独で要望を行っております。

健康診査事業に関する要望は、平成19年度から行っておりまして、平成24年度におきましても7月18日に要望書を提出いたしております。

県からの回答としましては、文書ではいただいておりますが、運営に関する助言や人的支援、医療費適正化や広報等で必要な支援をいただけるとのご回答をいただいております。

ご承知のとおり、後期高齢者医療費は年々増加すると見込まれておりますので、保険

料の増加は避けられない状況でございます。このようなことを踏まえまして、今後とも、引き続き要望活動を行って参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

**議長**（曾宮 良壽）浅田事務局次長。

**事務局次長**（浅田 俊一）介護保険との連携について、私の方からお答えさせていただきます。

介護保険との連携につきましては、高齢者の健康寿命を延ばし、生活の質を高めるためには、生活習慣病予防と介護予防を総合的に進めていくことが必要と考えております。

本広域連合では、第2次広域計画において、健康づくりの推進及び医療費の適正化を図るため、構成市町村をはじめ、県や医師会、他の保険者などと情報共有化を図り、連携・協力により効果的な取り組みができるように努めることとしております。

そして、第2期健康長寿医療計画においては、福岡県の第5期介護保険事業支援計画や第6次高齢者保健福祉計画と調和を図っていくとともに、関係者との情報共有、事業実施により、被保険者の健康づくりを支援していくこととしております。

また、後期高齢者の健康審査の受診結果につきましては、構成市町村でデータ利用が可能となっておりますが、その活用につきましては、今後、市町村との連携・協力のもと、具体的な方策を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

**議長**（曾宮 良壽）大橋医療費適正化等担当次長。

**医療費適正化等担当次長**（大橋 裕明）それでは、重複・頻回受診者訪問指導、その他訪問指導等の保健事業の実施につきまして、答弁いたします。

訪問健康相談事業につきましては、医療費の適正化を推進するための新たな取り組みとして、今年度から開始しているところでございます。

事業内容につきましては、同じ病気で複数の医療機関を受診している方や頻りに医療機関を受診している方の中で、訪問相談を希望される方に対しまして、専門的な知識を有する保健師、看護師及び管理栄養士が自宅を訪問して、適正受診に向けた健康づくりのお手伝いをする取り組みでございます。

当該事業につきましては、本広域連合に保健師等の専門職員がいないことから、業務を円滑に行う能力を有して、かつ、実施する組織体制が整っております業者を厳選して委託で実施しております。訪問指導に当たっては、専門知識、経験をお持ちの保健師等の資格を有する38名の方が業務に従事しておりますので、効果は十分に得られるものと考えております。健康相談の対象者は、当初、今年度500人で始めておりますが、円滑に実施できておりますので、来年度は、健康相談対象者見込数でございます1,000人で実施することとしております。

また、本広域連合の保健事業につきましては、健康づくりを推進するための健康長寿講演会事業やマイスター事業など特徴的な取り組みを強化しながら継続的に行ってい

くこととしております。他の先進的な保健事業につきましては、計画途中であっても柔軟に取り組むこととしております。以上でございます。

**議長**（曾宮 良壽）柳井誠議員。残り、1分少々です。

**3番**（柳井 誠）それでは、1、2点質問させていただきます。健康長寿医療計画のパブリックコメント、その他団体からの意見聴取ですが、その提出された意見の反映が、本議会に全く反映されていない。我々議員は、どんな意見が出ているか分からない。これは重大問題であります。どうするのかお答えください。

それから、健診に関する公平性の点に関してです。何が公平なのか。医療費を使っている方と保険料だけ払って医療費は使わない方、そこにすでに格差が出ており、この人達が健康づくりを進めていく上で、無料にするというのは当然、行為としてある訳です。何が公平かを求めます。

500円の負担に関しては、そんな声は上がっていないということでしたけれども、質問が悪いんでしょう。500円負担かけて良いのか。それとも無料が良いのかと。こういう説明をしないと駄目です。改めて答弁を求めますし、半数以上の都道府県が有料であるということは、半数弱が無料であるということで、無料であるというところの考え方について、答弁を求めます。以上。

**議長**（曾宮 良壽）井上事務局長。

**事務局長**（井上 秀敏）まず計画のパブリックコメント、その他団体からの意見聴取についてでございますが、各界から様々な角度から専門的視点等を交えましてご意見をいただいております。このご意見いただきました内容につきましては、各議員に対して、12月21日付けでご配付させていただきました、この計画案の中に各界からのご意見等をすでに落とし込みながら、議員の皆様の方に最後のご意見等を賜る場面としてご送付させていただいた次第でございます。

どこから、どういったご意見があったかということにつきましては、構成自治体を通じながら、そのご報告等については可能かと思えます。

また、健診負担についてですが、先ほども申し上げましたが、この財源が、やはりそれぞれの被保険者の方々が納めていただく保険料を元に行っているということでございます。現在も全国的に高い保険料となっている状況の中では、これ以上の負担を求めるといえるのはいかがなものかと考えておりますし、更には、その健診を受ける方と受けない方との公平性等、総合的に考える必要があり、500円の負担につきましては、現時点においてお願いしたいと考えております。以上でございます。

**3番**（柳井 誠）議長、答弁で聞いたことに答えていない。他の広域連合との健診負担の考え方の違いについて、議長から答弁するように言ってください。

**議長**（曾宮 良壽）暫時、休憩します。

午後 2 時 4 6 分 休憩

午後 2 時 4 7 分 再開

**議長**（曾宮 良壽）再開します。榑原連合長。

**広域連合長**（榑原 利則）私どもでお答えできますのは、当広域連合の考え方をお答えしており、それで私どもの事務局としての、或いは執行部としての説明は果たせるものと理解をいたしております。

**議長**（曾宮 良壽）通告のございました質問は以上ですので、これにて一般質問を終わります。

## ■日程第 8 議員提出議案第 1 号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第 8、議員提出議案第 1 号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

1 3 番、植木光治議員。

**1 3 番**（植木 光治）大川市の植木でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

第 1 号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」の提案理由を説明いたします。

議案書（その 2）の 1 ページをご覧ください。

国において、「地方自治法」の一部改正が行われたことに伴い、当広域連合の会議規則の条文中の用語の整理を行うものでございます。

規則改正の内容は、会議規則第 1 7 条に引用しております、地方自治法第 1 1 5 条の 2 を第 1 1 5 条の 3 に、条項を改めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員の皆さまのご賛同をよろしく願い申し上げます。

**議長**（曾宮 良壽）本件について、質疑及び討論の通告はありません。これより採決をいたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第9 議案第1号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)

■日程第10 議案第2号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)

**議長**(曾宮 良壽)次に、日程第9、議案第1号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)」及び日程第10、議案第2号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上事務局長。

**事務局長**(井上 秀敏)議案第1号と議案第2号を併せてご説明させていただきます。議案書、平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算書をお願いいたします。まず、議案第1号、「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ43億1,238万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ47億8,016万9千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出の補正額及び補正後の総額を記載させていただいております。

詳細につきましては、「事項別明細書」でご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、「2款 国庫支出金 1項1目1節 民生費国庫補助金」を43億1,220万5千円計上させていただいております。

これは、国の補正予算において、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった方に係る保険料軽減措置が、平成25年度も引き続き継続されることが国において決定いたしましたので、その財源といたしまして国から交付される臨時特例交付金を受け入れるものでございます。

次に、「7款 繰越金 1項1目1節 繰越金」を18万4千円計上させていただいております。

これは、平成23年度の事業実績に基づき国の補助金を清算返還するものでございます。

次に歳出についてご説明させていただきます。9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、「2款 総務費 1項1目 一般管理費」を、43億1,238万9千円増額するものでございます。

その内訳といたしましては、「23節 償還金、利子及び割引料」に国への返還金とし

て18万4千円を計上し、「25節 積立金」は、歳入でご説明しました臨時特例交付金43億1,220万5千円を計上し、本広域連合が設置しております臨時特例基金に積み立てるものでございます。

以上、議案第1号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」の説明を終わります。

続きまして、第2号議案「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、ただいまの議案書の11ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億9,514万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、6,562億2,846万7千円とするものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出の補正額及び補正後の総額を記載させていただいております。

詳細につきましては、「事項別明細書」でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、17ページ、18ページをお願いいたします。

歳入「10款 繰越金 1項1目1節 前年度繰越金」は、平成23年度の給付実績に基づきまして、国及び県への医療給付費等の負担金及び補助金の清算返還を行う財源として、前年度からの繰越金4億9,514万6千円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。19、20ページをお願いいたします。

「1款 総務費 1項1目23節 償還金、利子及び割引料」は、国・県への給付費清算返還金等として4億9,514万6千円を計上いたしております。

以上、議案第2号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案」の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

**議長**（曾宮 良壽）議案第1号及び議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第1号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

**議長** (曾宮 良壽) ご異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成多数)

**議長** (曾宮 良壽) ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第 1 1 議案第 3 号 平成 2 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案

■日程第 1 2 議案第 4 号 平成 2 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案

**議長** (曾宮 良壽) 次に、日程第 1 1、議案第 3 号「平成 2 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」及び日程第 1 2、議案第 4 号「平成 2 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の 2 件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上事務局長。

**事務局長** (井上 秀敏) 議案第 3 号と議案第 4 号を併せてご説明させていただきます。

議案書、平成 2 5 年度一般会計及び特別会計予算書をお願いいたします。

平成 2 5 年度当初予算につきましては、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を基本といたしまして、保険財政の安定化、被保険者の健康長寿増進に取り組むものでございます。

予算の内容につきましては、医療給付費をはじめ、必要かつ適切な予算を計上するとともに、併せて医療費適正化等の事業の推進や事務の改善・効率化に取り組むことといたしております。

予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 号「平成 2 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」でございます。一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 4, 7 3 6 万 8 千円でございます。平成 2 4 年度と比較いたしまして、額にして 2, 0 4 1 万 2 千円の減額、率にして 4・4 % の減となっております。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 表は、歳入歳出予算の款項別の金額を記載させていただいております。

詳細につきましては、「事項別明細書」でご説明いたします。

恐れ入りますが、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。「1 款 1 項 1 目 1 節 市町村負担金」は、市町村からの事務費負担金でございまして、前年度比 1, 0 2 4 万 4 千円の減額。3 億 3, 1 2 2 万 3 千円を計上させていただいております。

「6 款 1 項 1 目 1 節 基金繰入金」は、財政調整基金からの繰入金でございまして、

5, 118万3千円を計上いたしております。

「7款1項1目1節 繰越金」は、前年度からの繰越金でございます。5, 756万3千円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。「1款1項1目 議会費」は、議員34名分の報酬・旅費等を計上いたしております。

11ページから14ページの方をご覧いただきたいと思います。「2款 総務費」は、前年度比2, 004万4千円減額の、4億3, 585万5千円を計上いたしております。

「1項1目 一般管理費」の中の主なものについてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。職員32名分の給与関係費として、2億9, 669万9千円、事務所賃借料・事務機器などの使用料及び賃借料を含む財務・会計・財産管理関係費として3, 717万3千円、コールセンター運営費を含む広報関係費として3, 272万5千円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。地方財政法の規定に基づきまして当広域連合の財政の健全性を確保するため、財政調整基金積立金として5, 128万円を計上いたしております。

以上、議案第3号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」の説明を終わります。

続きまして、ただいまの議案集の24ページをお願いいたします。

議案第4号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」でございます。

第1条は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を定めるものでございまして、歳入歳出それぞれ6, 748億4, 584万6千円でございます。平成24年度と比較いたしまして、医療給付費の伸びに伴い、191億1, 252万5千円の増額、率にして2.9%の増となっております。

第2条は、債務負担行為を定めるもの、第3条は一時借入金の最高額を150億円とするもの、第4条は、「2款 保険給付費」の各項間の流用について定めたものでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算の款項別の金額を記載させていただいております。

詳細につきましては、「事項別明細書」の31ページ、32ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

「1款1項 市町村負担金」のうち、共通経費である「1目 事務費負担金」が、前年度比1億3, 279万9千円減額の8億9, 234万6千円。市町村から受け入れる保険料と保険料の軽減分に相当する「2目 保険料等負担金」が579億4, 706万1

千円。

「3目 療養給付費負担金」として533億4,499万円を計上させていただいております。

「2款 国庫支出金」として2,175億9,736万8千円を。

「3款 県支出金」として605億5,379万8千円を。

「5款 支払基金交付金」として若人からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金として2,785億4,350万2千円を計上させていただいております。

33ページをお願いいたします。「9款 繰入金」は、低所得者の方等の保険料軽減のため、臨時特例基金から41億2,459万6千円を繰り入れるものでございます。

次に歳出の主なものについてご説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

「1款 総務費」は、事務費等の経費でございまして、前年度比3億6,302万5千円減額の11億480万5千円を計上させていただいております。

「1項1目 一般管理費」の主なものについてご説明させていただきます。38ページをお願いいたします。

レセプト点検関係費として1億7,787万6千円を、医療費通知関係費として9,397万6千円を計上しております。

40ページをお願いいたします。電算関係費として2億7,554万7千円、「ジェネリック医療品利用案内通知」並びに「重複・頻回受診者訪問指導事業」等の医療費適正化関係費として6,350万7千円を計上いたしております。

次に、41ページ、42ページをお願いいたします。

「2款 保険給付費」は、医療費の伸びや被保険者の増加による給付費の伸びを見込み、対前年度比194億7,200万円の増額、6,722億2,900万円を計上させていただいております。歳出全体の実に99.6%を占めているものでございます。

次に49ページ、50ページをお願いいたします。

「3款 財政安定化基金拠出金」は、福岡県が運営する、保険料上昇抑制等のための財政安定化基金への拠出金でございまして、9億9,579万円を計上いたしております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、一定額以上の高額医療費のリスク分散のために国保中央会が実施する共同事業に対する拠出金でございまして、事務費を含めて1億1,227万2千円を計上いたしております。

53ページ、54ページをお願いいたします。

「5款 保健事業費」は、健康診査等に要する経費でございまして、3億2,969万8千円を計上させていただいております。

以上、議案第4号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

**議長**（曾宮 良壽）議案第3号及び議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第3号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議がありますので、起立により採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（賛成多数）

**議長**（曾宮 良壽）起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第13 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

■日程第14 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

■日程第15 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第13、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」から日程第15、議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上事務局長。

**事務局長**（井上 秀敏）それでは、議案第5号、議案第6号及び議案第7号を一括してご説明させていただきます。

議案集の1ページをお願いいたします。

まず始めに、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、これは、国の障害者自立支援法の一部改正が行われましたことに伴いまして、同条例の条文中の用語の整理を行うものでございます。

2ページは、条例改正の内容でございますが、条例中に引用しております法律の題名、これを改めるものでございます。

施行日は、本年4月1日でございます。

3ページは、新旧対照表でございます。

続きまして、議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」についてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成25年度における所得の少ない方等に係る保険料の減額に伴い、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、これを積み立てるものでございます。失礼しました。積み立てた基金を処分することに関するものでございます。必要な事項を定めるため、同条例の条項の一部を改めるものでございます。

5ページは、条例改正の内容でございますが、具体的には、平成25年度におきまして、「被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の均等割額の9割軽減」及び「低所得者に対する均等割額の8.5割軽減」、これを継続して実施するための財源を確保するため、基金の処分を定めた条項について、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、本年4月1日でございます。

6ページは、新旧対照表を記載させていただいております。

続きまして、議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」についてご説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減として、平成25年度における所得の少ない方等に係る保険料を減額するものでございます。

8ページは、条例改正の内容でございますが、所得の少ない方等に対する保険料の軽減措置を、平成25年度も継続して実施できるように必要な改正を行うものでございます。

施行日は、本年4月1日でございます。

9ページは、新旧対照表を記載させていただいております。

以上、議案第5号、議案第6号及び議案第7号についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

**議長**（曾宮 良壽）議案第5号から議案第7号までについて、質疑及び討論の通告はありませんので、これより、議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長**(曾宮 良壽) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長**(曾宮 良壽) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長**(曾宮 良壽) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

## ■閉会(15時15分)

**議長**(曾宮 良壽) お諮りします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長**(曾宮 良壽) 異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

## 会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長          曾宮 良壽

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員          伊藤 信勝

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員          井上 利一